

港区立住宅の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体（以下「乙」という。）は、港区立住宅の管理運営に関して、令和6年4月1日に締結した「港区立住宅の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

1 原協定書第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

2 原協定書第17条第4項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

4 第2項の規定にかかわらず、施設の有効活用と区民サービスの迅速な提供のため、1件（1戸）につき200万円（消費税を含む。）を超える空室の原状回復修繕を実施する必要があるときは、甲と協議の上、承認された場合に限り、乙の責任において指定管理料の範囲内で実施するものとする。

3 原協定書別紙3に次を加える。

AED（収納ラック含む。）	1台	シティハイツ高浜（エントランス）
階段避難器具	2台	シティハイツ高浜（階段）
格納箱	2台	シティハイツ高浜（エレベーター内）

4 原協定書別紙3を次のように改める。

この一覧は、港区特定公共賃貸住宅、港区営住宅、港区立住宅及び港区地域優良賃貸住宅の管理運営業務に共通する備品等です。

5 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙

協議の上、これを定めるものとする。

6 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月31日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港区長 清 家 愛

乙 世田谷区用賀四丁目10番1号
東急コミュニティー・東急セキュリティ
共同事業体
代表団体 株式会社東急コミュニティー
代表取締役 木 村 昌 平